

## 様式第1号

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度 所沢市要保護児童対策地域協議会 第1回 実務者会議
開催日時	令和5年5月18日(木) 午後1時30分～3時50分
開催場所	所沢市役所 604 会議室
出席者	山口 航 (埼玉県所沢児童相談所) 飯田 剛 (埼玉県所沢警察署) 村松 大晴 (埼玉西部消防組合) 嶋崎 英正 (埼玉西部消防組合) 安田 恭子 (埼玉県狭山保健所) 小穴 慎二 (西埼玉中央病院) 高橋 明美 (防衛医科大学校病院) 坂東 美香 (埼玉県助産師会所沢地区) 柴田 さなえ (所沢市民生委員・児童委員連合会) 木村 幸子 (所沢人権擁護委員協議会所沢部会) 原口 広美 (青少年育成所沢市民会議) 高橋 祐二 (所沢市社会福祉協議会) 森 怜也 (さいたま地方法務局所沢支局) 川口 真史 (埼玉県立所沢特別支援学校) 高橋 美那子 (所沢市幼児教育振興協議会) 吉川 誠 (所沢市教育委員会学校教育部学校教育課) 田中 芳人 (所沢市立小学校長代表) 坪井 健 (所沢市立中学校長代表) 小川 桂子 (所沢市経営企画部企画総務課 代理) 木下 浩一 (所沢市福祉部生活福祉課) 松井 優子 (所沢市健康推進部健康管理課) 松本 加代子 (所沢市健康推進部健康づくり支援課 代理) 加賀谷 春恵 (所沢市こども未来部こども福祉課) 榎本 崇義 (所沢市こども未来部青少年課) 青木 穂高 (所沢市こども未来部保育幼稚園課) 清水 康雄 (所沢市こども未来部こども支援課)
欠席者	小林 治 (所沢市医師会) 巢瀬 賢一 (所沢市歯科医師会) 中村 啓 (所沢市教育委員会学校教育部教育センター)
説明者の職・氏名	なし
議 題	1 開会 2 委嘱状の交付 3 あいさつ 4 議題 (1) 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について (2) 取り扱いケースの支援状況について 5 その他 6 閉会

<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 令和5年度 所沢市要保護児童対策地域協議会 委員名簿</li> <li>・ 令和5年度 所沢市要保護児童対策地域協議会 実務者会議資料</li> <li>・ 実務者会議進行管理部会 開催状況</li> <li>・ 所沢市児童虐待対応マニュアル</li> <li>・ 令和4年度 養育支援訪問事業導入(終了)検討ケース一覧&lt;&lt;非公開&gt;&gt;</li> <li>・ 要保護児童進行管理台帳&lt;&lt;非公開&gt;&gt;</li> <li>・ 要保護児童進行管理 終了ケース一覧&lt;&lt;非公開&gt;&gt;</li> <li>・ 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ &amp; A」解説動画の公表について</li> <li>・ 埼玉県所沢児童相談所における相談状況等</li> </ul>
<p>担 当 部 課 名</p>	<p>こども支援課：清水課長、美甘主幹、吉田主任、金森主任、横田主任、馬場主事</p> <p>【事務局】：こども未来部 こども支援課 こども相談センター 電話 04-2998-9129</p>

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
清水課長	<p>1 開会 事務局が開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 あいさつ 市来こども未来部長があいさつ</p> <p>4 議題 議事に入る前に、委員によって、下記のことが審議・決定された。 ○会議は原則通りに公開とする。ただし、個人に関する情報を取り扱う議題については、非公開とする。 ○会議録は、要約方式で記録し、発言者名・答弁者名は公開とする。 ○公開の場合、傍聴者に対して会議資料を配布する。（傍聴者なし） ○会議録は会長の承認をもって確定する。</p> <p>以下、清水課長が司会進行。</p>
吉田主任	<p>（1）令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について 「令和5年度所沢市要保護児童対策地域協議会実務者会議資料」に沿って、下記項目について報告した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会議等の開催実績</li> <li>2. 令和4年度 虐待相談受付状況</li> <li>3. 年度別虐待相談受付状況</li> <li>4. 進行管理台帳掲載状況</li> <li>5. 令和4年度 養育支援訪問事業の実施状況</li> <li>6. 令和4年度の目標に対する評価</li> <li>7. 令和5年度における会議等の開催予定</li> <li>8. 学校及び保育園等から市への定期的な情報提供</li> <li>9. 養育支援訪問事業について</li> <li>10. 子育て短期支援事業について</li> <li>11. 令和5年度の目標</li> </ol> <p>――以下、質疑応答――</p>
飯田委員 美甘主幹	<p>警察からの相談件数が「1件」となっている。警察は日頃から児童虐待に関する通告を受けており、その数は数百になる。警察と市の受付件数の数字に差異を感じるが、どのように捉えての件数表記になるのか。</p> <p>→相談内容は即答できないが、警察から児童虐待に関する情報提供を受け、こども相談センターの中で方針を決めた件数と捉えてほしい。日々、警察や児童相談所から受けている問い合わせは「照会」として別に件数にカウントしている。</p>

小穴委員	→児童相談所が提供している資料の3ページが参考になるのではないか。警察から児童相談所に通告をした件数が1,758件と記載がある。警察から児童相談所に連絡するのと、警察から市に連絡をするのでは意味合いが違うのかもしれないが、警察はどのように捉えているか。
飯田委員	→連絡の捉え方に違いがあるのはわかった。警察が受けている通告件数と市が受けている連絡の件数に差があるため、質問をした。
小穴委員	<p>こども家庭庁ができたように、市単位においても「子どものことは、どのような分野（教育、福祉等）であっても一か所に相談を集約できるような組織」がないと、様々な部署に連絡しているうちに問題の本質がうやむやになってしまうのではないかと感じる。すぐには無理なのかもしれないが、市として検討してほしい。</p>
美甘主幹	<p>→令和6年4月よりこども家庭センターを設置予定である。児童福祉部門と母子保健部門が一つの組織になる。後ほど説明したい。</p> <p>(2) 取り扱いケースの支援状況について</p> <p>※以降の議題については、個人情報を取り扱うため、非公開</p>
山口委員	<p>5 その他</p> <p>所沢児童相談所山口担当課長より「埼玉県所沢児童相談所における相談状況等」に沿って、下記7項目について説明があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設置・管轄区域</li> <li>2. 相談種別受付状況</li> <li>3. 児童虐待相談受付件数</li> <li>4. 非行相談の状況</li> <li>5. 措置状況</li> <li>6. 一時保護受け入れ状況</li> <li>7. 一時保護実施件数</li> </ol> <p>補足：令和7年度に朝霞児童相談所が設置される予定（所沢児童相談所の一部の管轄、川越児童相談所の一部の管轄で構成される）。児童虐待相談件数は増加傾向にある。所沢児童相談所において、前年度と比較して身体的虐待にあたる相談件数の割合が25%増加、ネグレクトは47%増加した。どこの一時保護所も定員を超える児童が在所しており、近々の課題となっている。熊谷児童相談所に新しく一時保護所ができ、受け皿を拡充した。</p>
飯田委員	<p>所沢警察署飯田係長より、警察署における児童虐待事案に対する対応状況等について説明があった。</p> <p>令和4年12月末時点での署内における、通告件数は318件。内訳として、身体的虐待が93件、性的虐待が2件、心理的虐待が183件、ネグレクトが40件。</p> <p>警察の対応について、今一度説明する。警察は「児童の安全確保」を最</p>

優先に関係各所と連携して対応するが、点と線と言えば警察は点になる。関係機関より心配な情報提供があった際「保護者との信頼関係」「児童との信頼関係」を大事にしたい旨をよく聞くが、警察が介入しなければ該当児童、関係者に危害（暴行、強迫等）がおよぶかもしれないと判断した場合は、如何なる理由があろうと警察は介入する。これは「埼玉県警」という組織の判断で動いている。それぞれの組織が相談等で心配な情報の一端を得ると思う、それは現場で働いている担当者レベルの職員だろうと思うが「この事案は警察に相談した方が良いのではないか」と感じたら、現場にいる職員から直接所属組織の上席に連絡し、組織の判断で警察に連絡または通報をしてほしい。そのため「明日」「明後日」ではなく「即」介入するのが警察である。他機関の目は参考であり、基本的には警察の目で直接安全確認する。ここまで話をしたが、警察も臨場した際に全ての事案に対して強引な対応をするわけではない。室内で叫び声が聞こえる等でなければ、できる限り落ち着いて話を聞けるような対応を心掛けている。「明日行くから」「報復されるかもしれないから」という相談者の声を聞き入れて甘い対応をした結果がこれまでの警察の結果である。説明は尽くすが、事案ごとに最悪の結果にならないように動くのが警察であるため、以上のことを理解してもらい、それぞれの組織に持ち帰ってどのように対応するのかを考えていただきたい。

美甘主幹

民法における親権者の懲戒権の規定の削除に併せた児童虐待防止法第14条の説明を行なった。「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」解説動画の公表について、15分程度の動画が作成されているため、各職員に周知いただきたい。また、児童福祉法の一部改正に伴い、こども家庭センターの設置が求められている。こども家庭センターとは、児童福祉と母子保健の2つの機能を保持した一体的な組織のことである。市においても、設置に向けて動いているところである。

6 閉会  
事務局が閉会